

土砂災害に備える「6月は土砂災害防止月間」です

近年、雨の降り方は短時間に集中する傾向があり、また台風も大型化してきているため、全国各地で山腹崩壊、土砂の流出などの土砂災害が多発しています。

ご自分やご家族の命を守るため、日ごろからの備えと早めの判断、町からの注意情報へご理解をお願いします。

【危険箇所と避難経路の確認を】

日ごろから家の周りなどの危険箇所の状態に注意しておきましょう。

また、避難場所や安全な避難経路の確認も重要です。

【激しく降る雨に注意を】

1時間に20ミリ以上、または降り始めから80ミリ以上になったら要注意です。

テレビ・インターネット・ラジオ等の気象情報に注意しましょう。

【土砂災害の前兆現象に注意を】

(1)山鳴り、地鳴りがする。

(2)川の水が急に濁り、流木が混ざり、転石の音がする。

(3)雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

(4)がけから小石がバラバラ落ちてくる。

(5)井戸や沢の水が濁る。

(6)がけや斜面から水が噴き出す。

(7)地面に亀裂や段差ができる。

【早めの避難を】

土砂災害警戒情報などが発表された場合、昼夜を問わず、かわねフォンや屋外子局などで住民の皆さまへお知らせします。役場から避難勧告および避難指示が発令された場合には、自らの身を守るための行動をお願いします。

●危険・浸水箇所

【問】建設課・建設事業室

☎(56)2227

●避難場所・防災

【問】総務課・自治防災室

☎(56)2220

治山パトロールを実施します

本格的な雨期の前に、土砂災害などを未然に防止するため、治山施設の点検と周辺の山林の状況についてパトロールを実施します。

最近では想像もつかないような局地的大雨が多発しており、未然に災害を防ぐために治山パトロールの重要性が高まっています。周辺で落石の危険が感じられる場所がありましたら、ご連絡ください。

パトロール実施期間中は、県農林事務所職員や役場担当職員などが、実際に山林に立ち入って現況調査をします。周辺住民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

期 間：6月1日(月)～15日(月)
範 囲：町内全域
内 容：人家や公共施設に近接した治山施設の損傷調査、林地および保安林内の現況調査、地域住民への防災意識の啓発活動（パンフレット配布など）

実施者：県農林事務所、町建設課
【問】建設課 ☎(56)2227
志太榛原農林事務所治山課 ☎054(644)9245

山地災害危険地区

近年、大型の台風や豪雨等により、山腹崩壊、崩壊土砂の流出、落石等の山地災害が多発しています。

山地災害のおそれのある箇所がどこにあるのかを知っておくことは、災害に備えるためにとても大切です。身近に危険な箇所があるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

「山地災害危険地区」とは？

山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものです。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分しています。

		
【地すべり危険地区】 地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区です。	【崩壊土砂流出危険地区】 山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家に被害を与えるおそれがある地区です。	【山腹崩壊危険地区】 山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある地区です。

☆山地災害危険地区は、法律に基づく指定ではなく、山地災害危険地区の設定による規制はありません。山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区を知っていただき警戒避難等の早期対応をすることで、災害の発生を未然に防止するために設定しています。

☆山地災害危険地区の内容、位置等、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

- ・川根本町役場 建設課 ☎0547(56)2227
- ・県志太榛原農林事務所 治山課 ☎054(644)9245
- ・県庁森林保全課 ☎054(221)2648

☆インターネットでも確認できます。

川根本町公式ホームページ「くらし・手続き」→「消防・防災」→「[防災・安全]山地災害危険地区について」
静岡県GIS（サイト内の表示切替で、「山地災害危険地区」にチェックを入れると、位置情報を確認できます。）

企画課 ☎(56)2221

企画課 ☎(56)2221

あなたの「声」をまちづくりに取り入れる

『千年のふるさとづくり』事業の提案を募集します

本町の人口は、今後も減少していくことが予測されています。こうした状況でも、町民の皆さんが幸せを感じ、笑顔に満ちた千年先も続くまちであるためには、信頼関係を深めながら、町が一丸となって有効な事業を考え、実施していくことが求められます。

この度、令和3年度の町予算編成に向け、まちづくりに関する事業の提案を募集しますので、町民の皆さんの視点や発想を活かしたアイデアを自由にご提案ください。

■提案できる方

町民の方（町内に住所を有する方）であれば、どなたでも提案できます。

■募集する内容

募集する内容は、公益的なもので次に該当するものとします。

- (1)地域や社会の課題解決を図る事業
- (2)町民サービスの向上が図られる事業
- (3)その他まちづくり事業として実施することが適当と認められる事業

※新型コロナウイルス対策に関する内容は、本事業の対象外とします。

■提案の方法

次の書類を川根本町役場企画課まで提出してください。

- ①千年のふるさとづくり事業提案書（様式は町ホームページからダウンロードするか、役場本庁企画課または総合支所支所管理室でお渡しします）
- ②提案内容の補足資料（収支予算書、写真、

パンフレットなど
※提案内容は公表させていただくことがあります。

■募集期間

令和2年6月1日(月)～7月31日(金)まで

■提案採択の流れ

- ①企画課と関係課にて提案内容の事業化を検討します。（必要に応じて提案者にお話を伺うことがあります）
- ②令和3年度の町予算編成に取り入れ、12月以降に予算査定を実施します。
- ③令和3年度の予算成立後に、その結果を提案者へ通知するとともに、採択された事業について町ホームページなどで公表します。

※提案された事業が必ず予算化されるとは限りません。また、財政状況等によって、令和4年度以降に予算化する場合もあります。

■提案の参考例

例1）防災対策を推進するため、家庭用防災用品の購入に対して支援してほしい。

例2）食育を推進するため、地元食材を活かした料理教室を開催してほしい。

*提案内容や書類の作成方法など、お気軽にご相談ください。

【問合せ・提出先】

企画課 ☎(56)2221

「男女共同参画社会づくり宣言」を行う事業所・団体を募集します

町の人口減少が進む中、地域の活力を維持するためには、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず活動できる環境が大切です。特に女性への就業支援や、男性が家事や育児、介護などの家庭生活を大切にできる社会づくりが今以上に重要な課題となっています。

しかしながら、昨年町が行ったアンケート結果によると、「育児・介護休業が取得しにくいこと」や「長時間労働や残業」「結婚・出産退職等の慣行」などの職場環境や慣行が、男女ともに仕事と家庭の両立を妨げている原因の上位でありました。（2019年発行 第2次川根本町男女共同参画プランから）

このような状況の中、町ではあらゆる場面における男女の活躍を推進するため、「男女共同参画社会づくり宣言」を行う事業所・団体を募集します。

◎宣言内容について

「男女共同参画社会づくり」に向けて、現状から一歩でも前進する取組内容であれば宣言可能です。

例）育児・介護やリフレッシュのための休暇を促進することにも、時間外勤務を削減します。

性別や雇用関係に囚われず研修に参加でき、資格取得を推進します。

◎男女共同参画社会づくり宣言をするとどうなるの？

1 静岡県のホームページで紹介されます。

登録証を交付すると共に、会社の概要と宣言内容（取組内容）を静岡県のホームページで紹介し、また会社のホームページに

登録証を交付すると共に、会社の概要と宣言内容（取組内容）を静岡県のホームページで紹介し、また会社のホームページに

現在、町内の登録事業所数は3件です。静岡県内の登録事業所の取組を詳しく知りたい場合は、「静岡県男女共同参画課」のホームページをご覧ください。

【問】企画課 ☎(56)2221

建設課 ☎(56)2227